

◎岡山県規則第三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「及びダイオキシソ類」を「一・四―ジオキサソ及びダイオキシソ類」に、「この条に」を「この号に」に改め、「。以下同じ」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。